

やまなしSDG s 登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内企業等の持続可能な開発目標（以下「SDG s」という。）の達成に向けた取り組みを促進することにより、企業等の価値の向上などを図るとともに、企業等と協働した地域課題の解決を図る体制を築くことを通じて地方創生の取り組みを推進し、持続可能な山梨県を実現するための「やまなしSDG s 登録制度」（以下「登録制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 本登録制度の対象者は、山梨県内に本社又は営業所等を有し、県内において事業活動を行う、法人、団体又は個人事業主であって、次の全てを満たす者とする。

（国及び地方公共団体を除く。）

- (1) 山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条に規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 県税の滞納がないこと。
- (3) 重大な法令違反がないこと。

(登録)

第3条 登録の申請は、やまなしSDG s 登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) SDG s 達成に向けた宣言書（様式第2号）
- (2) SDG s 達成に向けた取組チェックリスト（様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請内容が次条各号の要件を満たすと認めるときは、当該申請者をやまなしSDG s 推進企業（以下「登録企業」という。）として登録するとともに、やまなしSDG s 推進企業登録証（別記1）を交付し、県ホームページにおいて公表するものとする。

3 登録企業は、登録期間中に「やまなしSDG s 推進企業」の呼称及び県が定めるロゴマーク（別記2）を使用することができる。

(ロゴマークの使用)

第4条 登録企業が前条第3項に規定するロゴマークを使用する場合は、県が別に定める規定を遵守するものとする。

(登録の要件)

第5条 登録は、次の各号のすべてに該当するものについて行う。

- (1) 環境・社会・経済の3側面に関わる取り組み及び目標が設定されていること。

(2) 実施している取り組みについて、具体的な成果指標を設定していること。

(取り組み状況の報告)

第6条 登録企業は、登録の日から1年が経過する毎に、その進捗状況を確認するものとし、様式第2号により、知事に報告するものとする。

(登録の変更と辞退)

第7条 登録企業は、その所在地、名称又は代表者の氏名に変更が生じたときは、登録内容変更届書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

2 登録企業は、登録の辞退をしようとするときは、登録辞退届書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

(登録の取り消し)

第8条 知事は、登録企業が、次の号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により登録したと認められた場合
- (2) 登録企業として活動実態がないと判断される場合
- (3) 第5条各号の要件を満たさなくなった場合
- (4) 第6条に規定する報告が提出されない場合
- (5) 登録企業が公序良俗に反する行為や重大な法令違反を行った場合
- (6) その他知事が登録の取り消しが適当と認めた場合

知事は、前項の取り消しを行った場合は、当該取り消しを受けた登録企業へ通知するものとする。

(登録の期限及び更新)

第9条 登録企業の登録の有効期限は、登録の日から3年とする。

2 登録の更新を受けようとする場合は、第3条に規定する書類を提出するものとする。

(事務の所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、知事政策局政策企画グループにおいて所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年9月8日から施行する。

(別記1) やまなしSDGs推進企業登録証 (例)



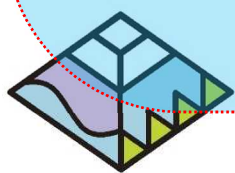
やまなし SDGs 推進企業登録証

見本

貴社を「やまなしSDGs推進企業」として登録します。

登録期間：令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日

令和〇年〇月〇日



YAMANASHI

長崎幸太郎

(別記2)

やまなしSDGs推進企業 ロゴマーク (例)

